

平成26年8月豪雨災害で被災された県民の皆様へ ～復興支援策のご紹介～

兵庫県

このたびの豪雨災害につきましては、心よりお見舞い申し上げます。
兵庫県では、被災された皆様の一日も早い復興を願い支援施策を用意しておりますので、ご活用ください。

これ以外にも各市町が独自で施策を用意している場合もありますので、各市町にもご確認くださいませよう、よろしく願いいたします。

I 住宅・家財に関する支援施策

- | | | |
|---|-----------------------------------|---|
| 1 | 被災者生活再建支援金の支給 | 1 |
| 2 | 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）
共済給付金の支給 | 2 |
| 3 | 住宅災害復興融資利子補給事業の実施 | 3 |
| 4 | 被災者生活復興資金の貸付・金利負担の軽減 | 3 |
| 5 | 現地住宅復興相談所の設置 | 4 |
| 6 | 老朽危険空き家除却支援事業の実施 | 4 |
| 7 | 県営住宅空き家の提供 | 4 |

II 生活に関する支援施策

- | | | |
|---|-------------------|---|
| 1 | 見舞金等の支給 | 5 |
| 2 | 県税、使用料・手数料の軽減措置等 | 5 |
| 3 | 私立高等学校生徒に係る授業料の軽減 | 6 |
| 4 | こころのケア相談 | 7 |

I 住宅・家財に関する支援施策

1 被災者生活再建支援金の支給

(1) 丹波市にお住まいの方(被災者生活再建支援法適用)

以下のとおり、被災者生活再建支援法に基づく支援金、又は、県独自の支援金が支給されます。

支給対象世帯	支 給 額 (※1)	
	基礎支援金	加算支援金(※1)
全壊	100万円	建設・購入：200万円 補修：100万円 賃貸(公営住宅以外)：50万円
大規模半壊	50万円	
半壊	25万円(補修等を行う場合)	
一部損壊又は床上浸水(※2)	15万円(補修等を行う場合)	
問い合わせ先	丹波市復興推進部復興推進室支援係 TEL0795-85-1001(代表)	

※1 基礎支援金を除き、住宅の建設・購入、補修等を行った場合に支給されます。

※2 一部損壊又は床上浸水については、損害割合10%以上20%未満が対象

※3 全壊、大規模半壊については、世帯人数が1人の場合、基礎支援金と加算支援金の合計金額の3/4の額となります。

(2) 丹波市以外の市町にお住まいの方

以下のとおり、県独自の支援金が支給されます。

支給対象世帯	支給額(※1)
全壊	150万円
大規模半壊	75万円
半壊	25万円
一部損壊又は床上浸水(※)	15万円
問い合わせ先	お住まいの市町担当課窓口又は 兵庫県企画県民部防災企画局 復興支援課 生活支援班 TEL078-362-4336

※1 住宅の建設・購入、補修を行った場合に支給されます。

※2 一部損壊又は床上浸水については、損害割合10%以上20%未満が対象

2 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)共済給付金の給付

兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)に加入されている方には、以下の共済給付金が支給されます。

(1) 住宅再建共済制度の給付額

	半壊以上で建築・購入の場合	600万円
補修の場合	全壊	200万円
	大規模半壊	100万円
	半壊	50万円
	一部損壊(※1・2)	25万円
	上記以外で賃貸住宅に入居等	10万円

※1 一部損壊(損害割合10%以上20%未満)の給付対象は、一部損壊特約加入者のみです。

(建築・購入の場合は25万円、賃貸住宅に入居等の場合は10万円を給付)

※2 床上浸水(損害割合10%以上20%未満)も含まれます。

(2) 家財再建共済制度の給付額

全壊	50万円
大規模半壊	35万円
半壊	25万円
床上浸水	15万円

※床上浸水(水害以外は半壊)以上の被害を受けた住宅の家財を購入・補修する場合は給付対象となります。

問合わせ先(公財)兵庫県住宅再建共済基金 TEL 078-362-9400

3 住宅災害復興融資利子補給事業の実施

住宅の建設・購入・補修を行うための融資に対する利子補給制度を実施します。

	建設・購入	補修
対象者	全壊、半壊の被害を受けた被災者で、500万円以上の融資を受けて住宅の建設・購入を行う方	一部損壊以上の被害を受けた被災者で、500万円以上の融資を受けて住宅の補修を行う方
対象融資	住宅金融支援機構災害復興住宅融資・民間住宅融資	
利子補給率	融資実行時点の住宅金融支援機構の災害復興住宅融資利率	
対象融資限度額	2,000万円	1,060万円
期間	5年間	
問い合わせ先	兵庫県県土整備部住宅建築局 住宅政策課 住宅行政班 TEL078-362-3611	

【参考】住宅金融支援機構による災害復興住宅融資制度

貸付条件	建設・購入	補修
融資対象者	全壊、大規模半壊、半壊の「り災証明書」の交付を受けた方	10万円以上の被害が生じ、「り災証明書」の交付を受けた方
融資限度額	1,500万円	660万円
融資利率	1.18% [(平成26年8月21日現在)最新の金利は機構にご確認ください。]	
貸付期間	35年以内	20年以内
問い合わせ先	住宅金融支援機構 TEL0120-086-353 (又は048-615-0420)	

4 被災者生活復興資金の貸付・金利負担の軽減

住宅又は自家用自動車に被害を受けた方への資金貸付及び金利負担の軽減を行います。

貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> 全壊、半壊、一部損壊、床上浸水の住宅被害を受けた方、又は自家用自動車に被害を受けた方（り災証明書等で確認します） 世帯主又は主たる生計維持者（前年総所得金額730万円以下等）
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> 被災家屋のうち、居住の用に供する箇所の補修 家具、家庭用電気製品等生活必需品の修理、買換え 自家用自動車の修理、買換え
貸付限度額	300万円
貸付利率	無利子
貸付期間	5年以内（うち据置6か月以内）
保証人	原則不要
受付期間	平成26年9月～平成27年3月
問い合わせ先	兵庫県企画県民部災害対策局 災害対策課 訓練・指導班 TEL078-362-9982

5 現地住宅復興相談所の設置

被災住宅の再建・補修に関する無料相談窓口を設置します。

設置場所	丹波市役所市島支所1階（丹波市市島町上田448番地1） TEL：0795-85-2155
設置期間	9月11日（木）～9月26日（金）【土・日・祝日を除きます】 10：00～12：00／13：00～16：00 ※建築士による住宅再建・補修に係る専門相談は、上記期間のうち、 17日（水）・24日（水）に実施します。
相談内容	・被災住宅の再建、補修等に関する相談（住宅融資制度の情報提供等） ・建築士による住宅補修に関する相談
問い合わせ先	兵庫県県土整備部住宅建築局 住宅政策課 住宅政策班 TEL078-362-3581

6 老朽危険空き家除却支援事業の実施

被災住宅のうち、倒壊等により危険が及ぶおそれのある空き家の除却を支援します。

対象住宅	次の条件を満たすものが対象です。 ・8月豪雨災害により一部損壊以上の被害を受けた住宅で、空き家となっていること（今回の災害により被災して空き家となった住宅も含みます。） ・倒壊等により周辺に危険が及ぶ恐れがあり、市町から条例・要綱に基づき、指導、助言を受けている空き家
補助形態	県から市町への補助（市町が所有者に対して実施する補助への支援）
補助対象 限度額※	200万円
負担割合※	所有者1／5
※備考	補助限度額・負担割合については、市町により変動する可能性がありますので、詳しくは市町にお問い合わせください。
問い合わせ先	兵庫県県土整備部住宅建築局 住宅政策課 住宅政策班（住宅計画担当） TEL078-362-3583

7 県営住宅空き家の提供

一時的に住宅に困窮しておられる方に県営住宅の空き家を提供します。

使用期間	原則3か月以内（最長1年までの延長可）
使用料	全額免除
提供戸数	20戸（丹波市）
対象世帯	全壊・半壊・床上浸水の被災世帯
問い合わせ先	兵庫県県土整備部住宅建築局 住宅管理課 管理班（団地支援担当） TEL078-230-8470

Ⅱ 生活に関する支援施策

1 見舞金等の支給

被災された方に災害弔慰金、災害援護金を支給します。

災害弔慰金	対象者	災害により死亡した方の遺族 (配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)
	支給額	生計維持者500万円、その他の者250万円
災害援護金 ※申請不要	対象者	全壊、半壊、一部損壊及び床上浸水の被害を受けた世帯主及び重傷被災者
	支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・全壊世帯20万円 ・半壊世帯10万円 ・一部損壊世帯(損害割合10%以上)5万円 ・床上浸水世帯5万円 ・重傷被災者3万円
問合わせ先	災害弔慰金：お住まいの市町、災害援護金：各健康福祉事務所 〔兵庫県の窓口：兵庫県健康福祉部社会福祉局 社会福祉課 福祉企画班〕 TEL078-362-9121	

2 県税、使用料・手数料の軽減措置等

被災された方の生活復興に向け、県税を軽減するとともに、使用料・手数料の一部を減免します。

(1) 県税の軽減措置等

自動車税 (減失)	・減失解体した月分から減額		
自動車取得税 (代替)	・減免額：代替自動車にかかる自動車取得税全額 ・取得期限：平成27年3月末日		
不動産取得税 (代替)	・減免額：下記の計算式から算出した額のいずれか大きい額 ①被災家屋の価格×減免割合×税率 ②被災家屋の床面積×代替家屋1㎡価格×減免割合×税率 (65歳以上被災者が居住する住宅を同一市町内で建て替えた場合は被災家屋の床面積を超えた面積分についても減額します。) ・減免割合(家屋の場合)		
	被害の程度		減免割合
	全壊	倒壊、流出等により家屋の原形をとどめないとき又は修復不能なもの	100%
		上記以外のもの	80%
	大規模半壊		60%
	半壊		40%
	一部損壊又は床上浸水で家屋の損害割合が概ね10%以上		20%
	上記の災害の程度に関わらず、被災家屋を取り壊した場合		100%
問合わせ先	各県税事務所		

(2) 使用料・手数料の減免

県立高校等 授業料	①全壊、大規模半壊の被害を受けた方 ・被災した月～平成27年3月分を全額免除 ②半壊、一部損壊又は床上浸水(※1)の被害を受けた方 ・被災した月～平成27年3月分を1/2減額
県立大学等 授業料	①全壊、大規模半壊の被害を受けた方 ・後期分を全額減免 ②半壊、一部損壊又は床上浸水(※1)の被害を受けた方 ・後期分を1/2減免
その他 使用料 手数料	全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊又は床上浸水(※1)の被害を受けた方 ・被災した日～平成27年3月末日までの申請分を全額減免 [例示：各種免許証の再発行手数料など]
問合わせ先	県立高校等授業料 ・在学する県立高等学校 { 兵庫県教育委員会 財務課 学校経理・整備班 } TEL078-362-3744 ・兵庫県立柏原看護専門学校 TEL0795-72-0528 ・兵庫県立淡路看護専門学校 TEL0799-45-1115 { 兵庫県病院局 経営課 TEL078-362-3216 } ・兵庫県立但馬技術大学校 TEL:0796-24-2233 県立大学等授業料 ・企画県民部管理局 大学課 大学振興班 TEL078-362-3128 ・兵庫県健康福祉部健康局 医務課 医療人材確保班(看護指導担当) TEL078-362-3251 その他使用料・手数料 ・企画県民部企画財政局 財政課 TEL078-362-3082

※1 一部損壊又は床上浸水については、損害割合10%以上20%未満

※2 既に使用料・手数料を支払って手続きを行った方については、還付対応となります。

3 私立高等学校生徒に係る授業料の軽減

被災された方のお子様が県内及び隣接4府県(大阪府、京都府、岡山県、鳥取県)の全日
 制私立高等学校に通学されている場合に授業料の軽減を行います。

軽減内容	私立高等学校生徒授業料軽減補助制度により、被災世帯の生徒について、 次の額を限度に補助します。 ・全壊、大規模半壊世帯 : 150千円 ・半壊、一部損壊又は床上浸水(※)世帯 : 75千円
問合わせ先	兵庫県企画県民部管理局 私学教育課 私学教育班 TEL078-362-3104

※一部損壊又は床上浸水については、損害割合10%以上20%未満

4 こころのケア相談

災害を受けたショックや恐怖不安などから身体やこころにも変化が起きる場合がありますから、こころのケア相談を実施します。

実施市町	丹波市
相談内容	こころのケア相談 (眠れない、気分が落ち込む、イライラする、ひきこもり、ストレスによる諸症状、心の健康に関する諸問題 等)
問合わせ先	<ul style="list-style-type: none">・丹波健康福祉事務所 TEL0795-73-3767・丹波市健康課 TEL0795-82-4567・精神保健福祉センター TEL078-252-4980・こころのケアセンター TEL078-200-3010・いのちとこころのサポートダイヤル TEL078-382-3566 (月曜～金曜：18時～翌朝8時30分、土日祝日は24時間対応) <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><p>兵庫県窓口：兵庫県健康福祉部障害福祉局 障害福祉課 精神障害福祉班 TEL078-362-9498</p><p>兵庫県健康福祉部障害福祉局 いのち対策室 いのち対策班 TEL078-362-3059</p></div>